官報

（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔政　令〕

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四五）
○労働組合法施行令の一部を改正する政令（一四六）
○理容師法施行令の一部を改正する政令（一四七）
○美容師法施行令の一部を改正する政令（一四八）
○公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（一四九）

〔省　令〕

○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八四）

〔規　則〕

○労働委員会規則の一部を改正する規則（中央労働委一）

〔法規的告示〕

○航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件（国土交通五八一）
○特別警報の基準の一部改正（気象庁二）

本号で公布された法令のあらまし

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百四十五号）（財務省）

1　昭和一〇〇年を記念するため発行する千円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定める。（別表第一関係）

2　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の貨幣の発行枚数を、十万五千枚追加し、六十二万五千枚に改め、１に掲げる記念貨幣の発行枚数を四万枚とする。（別表第三関係）

3　２に掲げる貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、三万千六百三十七円とする。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇労働組合法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十六号）（厚生労働省）

1　労働委員会は、不当労働行為審査事件に係る和解調書等の公示送達について、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を労働委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を労働委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることにより行うものとする。（第三十条第二項関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　この政令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則第一項関係）

4　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇理容師法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十七号）（厚生労働省）

1　理容師試験の受験手数料の額は、筆記試験及び実技試験についてそれぞれ一万二千五百円とされているところ、筆記試験は一万五千九百円に、実技試験は一万八千八百円に改める。（本則関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇美容師法施行令の一部を改正する政令（政令第百四十八号）（厚生労働省）

1　美容師試験の受験手数料の額は、筆記試験及び実技試験についてそれぞれ一万二千五百円とされているところ、筆記試験は一万五千九百円に、実技試験は一万八千八百円に改める。（本則関係）

2　施行期日等

(1)　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（政令第百四十九号）（国土交通省）

第１　土地収用法施行令の一部改正

1　公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の公報に掲載し、かつ、一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を都道府県の掲示場に掲示し、又はその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。（第五条第二項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第２　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令の一部改正

1　公示は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を規制区域内の国土交通大臣が告示で定める場所に設けられる掲示板に掲示し、又は公示事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行わなければならないものとする。（第二条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第３　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正

1　書類の送付に代わる公告は、公告内容を官報、公報その他定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公告内容が記載された書面を施行地区内の適当な場所に掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行わなければならないものとする。（第五十二条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第４　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令の一部改正

1　公示による通知は、通知すべき書類を通知を受けるべき者にいつでも交付する旨を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を市町村の掲示場に掲示し、又はその旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。（第八条第二項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第５　マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令の一部改正

1　書類の送付に代わる公告は、公告内容を官報、公報その他定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公告内容が記載された書面を書類の送付を受けるべき者がその権利を有する再生前マンションの敷地等の区域内の適当な場所に掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行わなければならないものとする。（第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十五条の八第一項及び第四十二条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第６　附則

1　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。（附則第一項関係）

2　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政　令

政令第百四十五号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第七十号を第七十一号とし、第五十一号から第六十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一　千円の貨幣のうち昭和一〇〇年を記念するため発行するもの

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	 
直径	四十ミリメートル
彩色	白色、灰色、黒色、水色、青色、紫色、赤色、茶色、オレンジ色、黄色及び緑色
四万枚	三万千六百三十七円

別表第三第四十三号中「五十二万枚」を「六十二万五千枚」に改め、同表中第六十四号を第六十五号とし、第四十五号から第六十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四十四号の次に次の一号を加える。

四十五　昭和一〇〇年を記念するため発行する千円の記念貨幣

六十	国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第四十九号カからタまでのいずれかに掲げるものにつき一枚を容器に入れたもの	三万千六百三十七円
六十一	昭和一〇〇年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	三万千六百三十七円

別表第四第四十三号イ中「別表第一第六十三号」を「別表第一第六十四号」に改め、同表に次のように加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十四号」を「第五十五号」に改める。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

労働組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十六号

労働組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、及び労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の十四第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「、第九十九条」の下に「、第百条第一項、第百一条」を加え、「第百六条、」を「第百六条並びに」に改め、「並びに第百九条」、「及び第百条」及び「「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第百二条第一項中」を削り、「成年被後見人」と」の下に「、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「労働委員会」と、同法第百一条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第百二条中「裁判所書記官は、その所属する裁判所」とあるのは「労働委員会の職員は、当該労働委員会」と」を加える。

第三十条第二項を次のように改める。

2　公示送達は、労働委員会の職員が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を労働委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を労働委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

第三十条第三項中「掲示及び掲載」を「措置」に、「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

2　改正後の第三十条第二項及び第三項の規定は、この政令の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

理容師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十七号

理容師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第四条の十八第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万二千五百円とし」を「一万五千九百円とし」に、「一万二千五百円とする」を「一万八千八百円とする」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に実施の公告がされた理容師試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

美容師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十八号

美容師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条の十八第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万二千五百円とし」を「一万五千九百円とし」に、「一万二千五百円とする」を「一万八千八百円とする」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に実施の公告がされた美容師試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十九号

公示送達等の電子化のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第百三十五条第二項（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第四十六条において準用する場合を含む。）、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第三条第十二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百七十九条第一項並びにマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九十六条第一項、第百五十九条第一項、第百六十三条の五十一第一項及び第二百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地収用法施行令の一部改正）

第一条　土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「旨を」の下に「都道府県の公報に掲載し、かつ、国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示するとともに都道府県の公報に掲載して」を「掲示し、又はその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改め、同条第三項中「掲示する」を「当該市町村の掲示場に掲示し、若しくはその旨を当該市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第四項中「市町村の掲示場に掲示しなければ」を「求めに係る措置をとらなければ」に改め、同条第五項中「掲示及び掲載をしたときは、その掲示を始めた」を「措置をとつたときは、当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除く。）を開始した」に改める。

第六条の二中「法第四十六条第二項、法第四十六条の四第三項、法第九十四条第五項、法第百二条の二第三項、法第百二十二条第三項及び法」を「第四十六条第二項、第四十六条の四第三項、第九十四条第五項、第百二条の二第三項、第百二十二条第三項及び」に改め、同条の表法第百二十二条第三項の項を次のように改める。

法第百二十二条第三項	第五条第一項	収用委員会	市町村長
	第五条第二項	交付する旨を都道府県の公報に掲載し、かつ、	交付する旨を
		都道府県の掲示場	市町村の掲示場
		都道府県の事務所	市町村の事務所
	第五条第三項	収用委員会	市町村長
		所在する市町村の長若しくは	所在する都道府県の収用委員会に対して公示による通知があつた旨を都道府県の公報に掲載するとともに、その旨が記載された書面を都道府県の掲示場に掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務所には設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることを求め、
	第五条第四項	市町村長は、前項の	前項の求めを受けた収用委員会又は市町村長は、それぞれ、その
	第五条第五項	収用委員会	当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除く。）
		当該措置	当該措置
			市町村長

（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令の一部改正）

第二条　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令（昭和五十三年政令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（法第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二号中「除去し、又は一時保管した」を「除去した」に改める。

第二条第一号中「前条各号に掲げる事項を」を削り、「六月間」の下に「前条各号に掲げる事項を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これらの事項が記載された書面を」を加え、「掲示する」を「掲示し、又はこれらの事項を当該場所に

設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第二号中「掲示を始めた」を「規定による措置を開始した」に、「掲示に」を「措置に」に、「その掲示した」を「前条各号に掲げる」に改める。

本則に次の一条を加える。

（物件を一時保管した場合の公示事項等）

第三条　前二条の規定は、法第五条第三項において準用する法第三条第十二項の規定による公示について準用する。この場合において、第一条第一号中「工作物その他の物件」とあるのは「物件」と、同条第二号中「除去した」とあるのは「一時保管した」と読み替えるものとする。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「官報」を「その公告すべき内容（以下この条において「公告内容」という。）を官報」に、「掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容」を「掲載し、かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。以下この条において同じ。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、防災街区整備事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第五十二条第二項中「前項の場合において」を「前項本文の規定により掲示等の措置がとられたとき」に、「同項の掲示がされている」を「当該掲示等の措置がとられている」に改め、同条第三項中「第一項の掲示」を「第一項本文の規定による公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び掲示等の措置」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「掲示」を「措置」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「旨を」の下に「国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又はその旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改め、同条第三項中「都道府県の掲示場に掲示するとともに」を削り、「公報に掲載する」の下に「とともに、都道府県の掲示場に掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」を加え、「を掲示する」を「を当該市町村の掲示場に掲示し、若しくはその旨を当該市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第四項中「都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村の掲示場に掲示しなければ」を「当該求めに係る措置をとらなければ」に改め、同条第五項中「掲示をしたときは、その掲示を始めた」を「措置をとったときは、当該措置を開始した」に改める。

第九条中「前条第一項、第三項及び第五項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中」を「前条第二項中「交付する旨を」とあるのは「交付する旨を都道府県の公報に掲載し、かつ、」と」に改め、「の掲示場に掲示して」及び「の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して」を削り、「旨を」の下に「都道府県の公報に掲載するとともに、」を加え、「掲示するとともに都道府県の公報に掲載する」を「掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、「「都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村」とあるのは「当該市町村」と」を削り、「掲示をした」を「当該措置」に、「掲示及び掲載をした」を「当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除く。）」に改める。

（マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第五条　マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「官報」を「その公告すべき内容（以下この条において「公告内容」という。）を官報」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を」に、「再建敷地又は」を「再建敷地若しくは」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。以下この条において同じ。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、マンション再生事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第二十五条第二項中「前項の場合において」を「前項本文の規定により掲示等の措置がとられたとき」に、「同項の掲示がされている」を「当該掲示等の措置がとられている」に改め、同条第三項中「第一項の掲示」を「第一項本文の規定による公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び掲示等の措置」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「掲示」を「措置」に改める。

第三十四条第一項中「公告は、」を「規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を」に、「又は」を「若しくは」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、マンション等売却事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第三十四条第二項中「「前項」を「「前項本文」に、「「第一項」を「「第一項本文」に、「第三十四条第一項」を「第三十四条第一項本文」に改め、「と、同条第二項中」の下に「「より掲示等の措置」とあるのは「より同項に規定する掲示等の措置」と、」を、「組合」と」の下に「、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「掲示等の措置」とあるのは「同項に規定する掲示等の措置」と」を加える。

第三十五条の八第一項中「公告は、」を「規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、マンション除却事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第三十五条の八第二項中「「前項」を「「前項本文」に、「「第一項」を「「第一項本文」に、「第三十五条の八第一項」を「第三十五条の八第一項本文」に改め、「と、同条第二項中」の下に「より掲示等の措置」とあるのは「より同項に規定する掲示等の措置」と、」を、「組合」と」の下に「、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「掲示等の措置」とあるのは「同項に規定する掲示等の措置」と」を加える。

第四十二条第一項中「公告は、」を「規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を」に、「かつ、」を「かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。）をとることにより」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、敷地分割事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

第四十二条第二項中「「前項」を「「前項本文」に、「「第一項」を「「第一項本文」に、「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項本文」に改め、「と、同条第二項中」の下に「より掲示等の措置」とあるのは「より同項に規定する掲示等の措置」と、」を、「組合」と」の下に「、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「掲示等の措置」とあるのは「同項に規定する掲示等の措置」と」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる政令の規定は、この政令の施行の日以後にする公示送達、通知、公示又は公告について適用し、同日前にした公示送達、通知、公示又は公告については、なお従前の例による。

一　第一条による改正後の土地収用法施行令（以下この号において「新令」という。）第五条第二項から第五項まで（これらの規定を新令第六条の二において準用する場合を含む。）

二　第二条の規定による改正後の成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行令（以下この号において「新令」という。）第二条（新令第三条において準用する場合を含む。）

三　第三条の規定による改正後の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十二条

四　第四条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（以下この号において「新令」という。）第八条第二項から第五項まで（これらの規定を新令第九条において準用する場合を含む。）

五　第五条の規定による改正後のマンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（以下この号において「新令」という。）第二十五条第一項、同条第二項から第四項まで（これらの規定を新令第三十四条第二項、第三十五条の八第二項及び第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条の八第一項及び第四十二条第一項

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○厚生労働省令第八十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の二第一項、第十二条の三第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第六号、第十九条の二、第二十二条の二第一号及び第三十条の二十三第一項第五号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条の三　（略）	**第六条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の四第一項に規定する中長期目標又は国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十七条第一項に規定する中期目標に基づき運営され、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第十四号中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第十五号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。	3　がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第十四号中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第十五号中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。
4・5　（略）	4・5　（略）

第六条の四　特定機能病院は、その診療科名中に内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科又は産科及び婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科並びに救急科（令第三条の二第一項第一号ハ又はニ⑵の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）、同号ハの規定による脳神経外科、整形外科、歯科（同項第二号ロの規定により歯科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）並びに法第六条の六第一項の規定による診療科名（同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。）を含むほか、リハビリテーションを行う診療科、病理診断を行う診療科、臨床検査を行う診療科、形成外科を行う診療科及び総合的な診療を行う診療科を有するものとする。

2・3　（略）

4　前条第三項に規定する特定機能病院に関する第一項の規定の適用については、同項中「その診療科名中に内科」とあるのは「内科」とし、「泌尿器科、産婦人科又は産科及び婦人科」とあるのは「泌尿器科」とし、「並びに救急科」とあるのは「、救急科及び産婦人科、産科又は婦人科」とし、「」並びに」とあるのは「」、」とし、「を含むほか、」とあるのは「の診療科並びに」とし、「を有する」とあるのは「のうち十三以上の診療科を有する」とする。

5　（略）

第九条の二の二　特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～十六　（略）

十七　収益及び費用の内容（診療科名に第六条の四第一項に規定する診療科名の全てを含み、同項に規定する診療科の全てを有する特定機能病院である場合に限る。）

2　前項の報告書は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎年十月五日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

一　電磁的方法を利用して当該提出をすべき特定機能病院の開設者、厚生労働大臣及び第五項の規定により当該報告書の写しの送付を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置き、かつ、前項第十七号に掲げる事項については、当該都道府県知事が同一の情報を閲覧することができない状態に置く措置を講ずる方法

二　（略）

3・4　（略）

5　厚生労働大臣は、第一項の報告書が提出されたときは、遅滞なく、病院所在地の都道府県知事に当該報告書（同項第十七号に掲げる事項に係る記載を除く。）の写しを送付しなければならない。ただし、当該報告書が第二項第一号に掲げる方法により提出された場合は、当該送付が行われたものとみなす。

6　（略）

第九条の二十　特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。

イ～ニ　（略）

ホ　その他病院の種類に応じた地域における医療の確保のために必要な事項を行うこと。

第六条の四　特定機能病院は、その診療科名中に内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科又は産科及び婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科及び救急科（令第三条の二第一項第一号ハ又はニ⑵の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）、同号ハの規定による脳神経外科及び整形外科、歯科（同項第二号ロの規定により歯科と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。第四項において同じ。）並びに法第六条の六第一項の規定による診療科名（同項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた診療科名に限る。）を含むものとする。

2・3　（略）

4　がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「を含む」とあるのは、「のうち十以上の診療科名を含む」とし、「産婦人科又は産科及び婦人科」とあるのは、「産婦人科、産科、婦人科」とする。

5　（略）

第九条の二の二　特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～十六　（略）

（新設）

2　前項の報告書は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎年十月五日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

一　電磁的方法を利用して当該提出をすべき特定機能病院の開設者、厚生労働大臣及び第五項の規定により当該報告書の写しの送付を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法

二　（略）

3・4　（略）

5　厚生労働大臣は、第一項の報告書が提出されたときは、遅滞なく、病院所在地の都道府県知事に当該報告書の写しを送付しなければならない。ただし、当該報告書が第二項第一号に掲げる方法により提出された場合は、当該送付が行われたものとみなす。

6　（略）

第九条の二十　特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。

イ～ニ　（略）

（新設）

二　次に掲げるところにより、高度の医療技術の開発及び評価を行うこと。

イ　（略）

ロ　臨床研究の適正かつ円滑な実施を支援するための部門を設置すること。

ハ　（略）

三　次に掲げるところにより、高度の医療に関する研修等を行わせること。

イ　医師法第十七条の二の規定による臨床実習その他の大学において医学を専攻する学生に対する研修を適切に行わせること。

ロ　高度の医療に関する臨床研修（医師法第十六条の二第一項及び歯科医師法第十六条の二第一項の規定によるものを除く。）を適切に行わせること。

ハ　大学において薬学（臨床に係る能力を培うことを主たる目的とするものに限る。）を専攻する学生及び薬剤師に対する研修を行わせる体制を適切に整備すること。

ニ　保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）別表三から別表三の三までの臨地実習を行わせ、かつ、看護師に対する研修を行わせる体制を適切に整備すること。

三の二～七　（略）

2　第六条の三第三項に規定する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第六号ロ中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第七号ロ中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第九条の二十の二　前条第一項第三号の二に規定する事項は、次のとおりとする。

一　医療安全管理責任者を配置し、管理者に対して医療に係る安全の確保のために必要な補助及び助言をさせ、第六号に規定する医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者等を統括させること。

二～五　（略）

六　専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を行う部門（以下「医療安全管理部門」という。）を設置し、次に掲げる業務を行わせること。

イ～ホ　（略）

七・八　（略）

九　医療に係る安全管理に資するため、次に掲げる措置を講ずること。

イ　次に掲げる場合に、従業者に速やかに医療安全管理部門にそれぞれ次に定める事項を報告させること。

(1)　（略）

(2)　患者の生命及び健康に与える影響が大きい事象であつて、その発生を回避するための方法が普及している事象が発生した場合　当該事象の発生の事実及び発生前の状況

(3)　患者の生命及び健康に与える影響が大きい事象であつて、その発生を回避できる可能性が必ずしも高いとは認められない事象が発生した場合　当該事象の発生の事実及び発生前の状況

(4)　(1)から(3)までに掲げる場合以外の場合であつて、通常の経過では必要がない処置又は治療が必要になつたものとして管理者が定める水準以上の事象が発生したとき　当該事象の発生の事実及び発生前の状況

二　次に掲げるところにより、高度の医療技術の開発及び評価を行うこと。

イ　（略）

（新設）

ロ　（略）

三　高度の医療に関する臨床研修（医師法第十六条の二第一項及び歯科医師法第十六条の二第一項の規定によるものを除く。）を適切に行わせること。

（新設）

（新設）

（新設）

三の二～七　（略）

2　がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第六号ロ中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第七号ロ中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第九条の二十の二　前条第一項第三号の二に規定する事項は、次のとおりとする。

一　医療安全管理責任者を配置し、第六号に規定する医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者等を統括させること。

二～五　（略）

六　専従の医師、薬剤師及び看護師を配置した医療に係る安全管理を行う部門（以下この項において「医療安全管理部門」という。）を設置し、次に掲げる業務を行わせること。

イ～ホ　（略）

七・八　（略）

九　医療に係る安全管理に資するため、次に掲げる措置を講ずること。

イ　次に掲げる場合に、従業者に速やかに医療安全管理部門にそれぞれ次に定める事項を報告させること。

(1)　（略）

（新設）

（新設）

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合であつて、通常の経過では必要がない処置又は治療が必要になつたものとして管理者が定める水準以上の事象が発生したとき　当該事象の発生の事実及び発生前の状況

ロ　イ(1)、(2)及び(4)に掲げる場合並びにイ(3)に掲げる場合のうち医療安全管理部門において疑義が生じた場合においては、医療安全管理部門に第六号ロの確認、説明及び指導を行わせ、並びに医療安全管理委員会に、第一条の十一第一項第二号イからハまでに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。

(1)・(2)　（略）

ハ　ロ(1)の規定に基づき医療安全管理委員会から報告を受けた場合及び管理者が必要と認める場合においては、従業者に対して必要な指導を確実に行うこと。

十・十一　（略）

十二　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

イ　（略）

ロ　法第十九条の二第二号に規定する監査委員会から、第十五条の四第二号ニ(3)の意見の表明があつた場合における当該意見に関する事項

ハ　（略）

十三～十四　（略）

2　（略）

第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ～ニ　（略）

ホ　次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。

(1)　(1)　（略）

(2)　(1)に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(i)　医療に係る安全管理に関する識見を有する者（医療安全管理部門に配置された専従の医師、薬剤師又は看護師として三年以上の経験がある者に限る。）

(ii)　（略）

(3)　（略）

(4)　次に掲げる業務を行うこと。

(i)　管理者の医療に係る安全管理に関する業務の状況を確認すること。

(ii)　医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(iii)　（略）

(iv)　(i)から(iii)までに掲げる業務について、その結果を公表すること。

ヘ　（略）

五～九　（略）

ロ　イの場合においては、医療安全管理委員会に、第一条の十一第一項第二号イからハまでに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。

(1)・(2)　（略）

（新設）

十・十一　（略）

十二　第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

イ　（略）

ロ　法第十九条の二第二号に規定する監査委員会から、第十五条の四第二号ニ(2)の意見の表明があつた場合における当該意見に関する事項

ハ　（略）

十三～十四　（略）

2　（略）

第九条の二十五　法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ～ニ　（略）

ホ　次に掲げる要件を満たす監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うことを当該病院の開設者に求めること。

(1)　(1)　（略）

(2)　(1)に規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(i)　医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

(ii)　（略）

(3)　（略）

(4)　次に掲げる業務を行うこと。

（新設）

(i)　医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(ii)　（略）

(iii)　(i)及び(ii)に掲げる業務について、その結果を公表すること。

ヘ　（略）

五～九　（略）

第十五条の四　特定機能病院の開設者は次に掲げるところにより、法第十九条の二各号に規定する措置を講じなければならない。

一　（略）

二　次に掲げる要件を満たす医療の安全の確保に関する監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うこと。

イ　（略）

ロ　イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(1)　医療に係る安全管理に関する識見を有する者（医療安全管理部門に配置された専従の医師、薬剤師又は看護師として三年以上の経験がある者に限る。）

(2)　（略）

ハ　（略）

ニ　次に掲げる業務を行うこと。

(1)　管理者の医療に係る安全管理に関する業務の状況を確認すること。

(2)・(3)　（略）

(4)　(1)から(3)までに掲げる業務について、その結果を公表すること。

三・四　（略）

第二十二条の二　法第二十二条の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。

一～六　（略）

２　（略）

３　第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、脳神経外科、整形外科、形成外科、麻酔科又は総合診療の専門の医師でなければならない。

第三十条の三十三の二十二　法第三十条の二十三第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者の開設する病院とする。

一　（略）

二　独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人

三・四　（略）

２～４　（略）

第十五条の四　特定機能病院の開設者は次に掲げるところにより、法第十九条の二各号に規定する措置を講じなければならない。

一　（略）

二　次に掲げる要件を満たす医療の安全の確保に関する監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うこと。

イ　（略）

ロ　イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(1)　医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

(2)　（略）

ハ　（略）

ニ　次に掲げる業務を行うこと。

（新設）

(1)・(2)　（略）

(3)　(1)及び(2)に掲げる業務について、その結果を公表すること。

三・四　（略）

第二十二条の二　法第二十二条の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。

一～六　（略）

２　（略）

３　第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科の専門の医師でなければならない。

第三十条の三十三の二十二　法第三十条の二十三第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者の開設する病院とする。

一　（略）

二　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

三・四　（略）

２～４　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二十の二、第九条の二十五及び第十五条の四の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院（この省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の三第三項に規定する特定機能病院を除く。）であって、新規則第六条の四第一項の規定に適合するものではないものに対する同項の適用については、同項に規定する診療科名及び診療科に係る診療を開始するための計画を記載した書類を厚生労働大臣に提出した場合に限り、令和十一年四月一日まで（当該計画に基づき新規則第六条の四第一項の規定に適合することとなったときは、そのときまで）の間は、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であって新規則第九条の二十第一項第一号ホの規定に適合するものではないものについては、当分の間、新規則第六条の三、第六条の四、第九条の二の二、第九条の二十及び第二十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であって新規則第九条の二十第一項第三号ハ及びニの規定に適合するものではないものについては、同号ハ及びニに規定する体制の整備を開始するための計画を記載した書類を厚生労働大臣に提出した場合に限り、令和九年四月一日まで（当該計画に基づき当該体制を適切に整備することとなったときは、そのときまで）の間は、同号ハ及びニの規定は適用しない。

規則

○中央労働委員会規則第一号

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、労働委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月二十四日

中央労働委員会会長　荒木　尚志

労働委員会規則の一部を改正する規則

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章の二　（略）	第一章～第四章の二　（略）
第五章　不当労働行為	第五章　不当労働行為
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　初審の手続	第二節　初審の手続
第一款～第六款　（略）	第一款～第六款　（略）
第七款　和解（第四十五条の二―第四十五条の八）	第七款　和解（第四十五条の二―第四十五条の七）
第七款の二　事件の解決のための勧告（第四十五条の九・第四十五条の十）	（新設）
第八款・第九款　（略）	第八款・第九款　（略）
第三節・第三節の二　（略）	第三節・第三節の二　（略）
第六章～第十一章　（略）	第六章～第十一章　（略）
附則	附則
（公益委員会議の付議事項）	（公益委員会議の付議事項）
第九条　公益委員会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。ただし、部会に第一号又は第二号に掲げる事項が付議されることとなる場合には、労組法第二十四条の二第二項（同条第三項ただし書において準用する場合を含む。）に掲げる場合に限る。	**第九条**　公益委員会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。ただし、部会に第一号又は第二号に掲げる事項が付議されることとなる場合には、労組法第二十四条の二第二項（同条第三項ただし書において準用する場合を含む。）に掲げる場合に限る。
一　労組法第五条又は第十一条の規定による労働組合の資格に関する事項（第八十五条の八第一号から第三号までに規定する場合並びに第八十五条の十二第一号及び第二号に規定する場合（以下この条、第十条の三及び第十条の五において「部分オンラインによる場合」という。）に関する事項を含む。）	一　労組法第五条又は第十一条の規定による労働組合の資格に関する事項（第八十五条の八第一号から第三号までに規定する場合並びに第八十五条の十三第一号及び第二号に規定する場合（以下この条、第十条の三及び第十条の五において「部分オンラインによる場合」という。）に関する事項を含む。）
二～五　（略）	二～五　（略）
2　（略）	2　（略）
（審査）	（審査）
第三十五条　第三十二条に定める申立てがあつたときは、会長（不当労働行為事件の審査等を部会で行うときは、部会長。以下この章（第三項、次条、第四十五条の三第三項、第四十五条の六第二項及び第四項、第四十五条の七、第四十五条の八、第五十条並びに第五十六条第四項を除く。）において同じ。）は、遅滞なく、事件について審査を行わなければならない。	**第三十五条**　第三十二条に定める申立てがあつたときは、会長（不当労働行為事件の審査等を部会で行うときは、部会長。以下この章（第三項、次条、第四十五条の三第三項、第四十五条の五第二項及び第四項、第四十五条の六、第四十五条の七、第五十条並びに第五十六条第四項を除く。）において同じ。）は、遅滞なく、事件について審査を行わなければならない。
2～6　（略）	2～6　（略）

（審査委員）

第三十七条　（略）

２　前項の場合における第三十二条の二第一項、第三十五条第二項及び第四項から第六項まで、第四十条、第四十一条第一項、第四十一条の二第二項及び第五項から第九項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の七第三項及び第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十四第一項、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十一条の十九第一項及び第三項、第四十一条の二十一（第四十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二第一項及び第三項、第四十五条の三第二項、第四十五条の九、第四十五条の十、第五十四条の二並びに第五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「会長」又は「中労委会長」とあるのは、一人の審査委員が選任されたときには「審査委員」と、数人の審査委員が選任されたときには「審査委員長」とする。

（公示送達の方法）

第四十五条の四　労組法施行令第三十条第二項の規定による不特定多数の者が閲覧することができる状態は、委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同項に規定する委員会の職員が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をいう。以下この条において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものをいう。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより閲覧できる状態とする。

一　委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第四十五条の五～第四十五条の十　（略）

（公示による通知等）

第四十九条　（略）

２　前項に規定する公示は、委員会の職員が当該通知書又は文書を保管し、いつでも当事者に交付する旨を第四十五条の四の規定の例により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した日に、通知書又は文書の交付があつたものとみなす。

３　委員会が、公示の方法により通知又は交付をした当事者に対し、新たに第四十一条の六第一項及び第四十一条の七第四項に規定する通知をする場合には、前項後段の規定にかかわらず、前項に定める措置を開始した日の翌日に通知があつたものとみなす。

（その他の手続）

第五十六条　（略）

２　（略）

（審査委員）

第三十七条　（略）

２　前項の場合における第三十二条の二第一項、第三十五条第二項及び第四項から第六項まで、第四十条、第四十一条第一項、第四十一条の二第二項及び第五項から第九項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の七第三項及び第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十四第一項、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十一条の十九第一項及び第三項、第四十一条の二十一（第四十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二第一項及び第三項、第四十五条の三第二項、第四十五条の九、第五十四条の二並びに第五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「会長」又は「中労委会長」とあるのは、一人の審査委員が選任されたときには「審査委員」と、数人の審査委員が選任されたときには「審査委員長」とする。

（新設）

第四十五条の四～第四十五条の九　（略）

（公示による通知等）

第四十九条　（略）

２　前項に規定する公示は、委員会が当該通知書又は文書を保管し、いつでも当事者に交付する旨を官報又は公報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲載をした日の翌日から起算して二週間を経過した日に、通知書又は文書の交付があつたものとみなす。

３　委員会は、公示の方法により通知又は交付をした当事者に対し、新たに第四十一条の六第一項及び第四十一条の七第四項に規定する通知をする場合には、前項の規定にかかわらず、その通知書を委員会の掲示場に掲示して行うものとする。この場合においては、掲示をした日の翌日に通知があつたものとみなす。

（その他の手続）

第五十六条　（略）

２　（略）

3　第三十五条第二項及び第四項から第六項まで、第三十八条から第四十条まで、第四十一条の二から第四十一条の十三まで（第四十一条の二第三項及び第四項を除く。）、第四十一条の十五から第四十一条の十八まで、第四十五条の二、第四十五条の三、第四十五条の九、第四十五条の十及び第五十六条の三（第一項、第五項及び第十二項を除く。）の規定は、前項の審査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項及び第五項から第九項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の六第四項、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の九、第四十五条の十	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十一条の六第四項、第四十一条の七第四項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十五第三項、第四十五条の三第二項、第四十五条の九、第四十五条の十	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（行政執行法人事件の処理）

第五十六条の二　（略）

2　前項に規定する事件の処理については、次項及び第四項並びに次条の定めるところによるほか、第三十二条から第四十九条まで（第三十六条及び第四十一条の二十から第四十一条の二十二までを除く。）に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四十一条の六第四項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十四第二項、第四十一条の十五第三項、第四十二条第二項、第四十五条の二第二項、第四十五条の三第二項、第四十五条の九	（略）	（略）

3　第三十五条第二項及び第四項から第六項まで、第三十八条から第四十条まで、第四十一条の二から第四十一条の十三まで（第四十一条の二第三項及び第四項を除く。）、第四十一条の十五から第四十一条の十八まで、第四十五条の二、第四十五条の三、第四十五条の八、第四十五条の九及び第五十六条の三（第一項、第五項及び第十二項を除く。）の規定は、前項の審査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項及び第五項から第九項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の六第四項、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十一条の六第四項、第四十一条の七第四項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十五第三項、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（行政執行法人事件の処理）

第五十六条の二　（略）

2　前項に規定する事件の処理については、次項及び第四項並びに次条の定めるところによるほか、第三十二条から第四十九条まで（第三十六条及び第四十一条の二十から第四十一条の二十二までを除く。）に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第四十一条の六第四項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十四第二項、第四十一条の十五第三項、第四十二条第二項、第四十五条の二第二項、第四十五条の三第二項、第四十五条の八	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
第四十五条の十	（略）	（略）

３・４　（略）

第五十六条の三　（略）

２～11　（略）

12　地方調整公益委員が審査を行う場合には、第三項から前項までの定めるところによるほか、第三十五条第二項、第五項及び第六項、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二から第四十一条の十三まで（第四十一条の二第三項及び第四十一条の六第四項を除く。）、第四十一条の十五から第四十一条の十八まで、第四十五条の二、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の九並びに第四十五条の十に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項及び第五項から第九項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の九、第四十五条の十	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十一条の七第四項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十五第三項、第四十五条の二第二項、第四十五条の三第二項、第四十五条の九、第四十五条の十	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十五条の二第一項、第四十五条の九	（略）	（略）

（あつせん員候補者の公表）

第六十八条　労調法施行令第四条の規定により、あつせん員候補者の氏名、閲歴等は、少なくとも年一回、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

２　（略）

（略）	（略）	（略）
第四十五条の九	（略）	（略）

３・４　（略）

第五十六条の三　（略）

２～11　（略）

12　地方調整公益委員が審査を行う場合には、第三項から前項までの定めるところによるほか、第三十五条第二項、第五項及び第六項、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二から第四十一条の十三まで（第四十一条の二第三項及び第四十一条の六第四項を除く。）、第四十一条の十五から第四十一条の十八まで、第四十五条の二、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の八並びに第四十五条の九に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項及び第五項から第九項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十一条の七第四項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十五第三項、第四十五条の二第二項、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第四十五条の二第一項、第四十五条の八	（略）	（略）

（あつせん員候補者の公示及び公表）

第六十八条　労調法施行令第四条の規定により、あつせん員候補者の氏名、閲歴等は、少なくとも年一回中労委にあつては官報に、都道府県労委にあつては当該都道府県公報に公示するとともに、適宜新聞紙等によつて公表するものとする。

２　（略）

（定義）

第八十五条の二　この章において、「書面等」、「署名等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」、「縦覧等」及び「作成等」とは、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号から第十一号までに規定する書面等、署名等、電磁的記録、申請等、処分通知等、縦覧等及び作成等をいう。

2　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　次に掲げるものをいう。

イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二　（略）

（対象となる手続等）

第八十五条の三　労組法、労調法、行労法、地方公労法、労組法施行令、労調法施行令、行労法施行令、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百七十七号）及びこの規則（以下この章において「労組法等」という。）に基づき委員会に対して行うこととされ、又は委員会が行うこととしている申請等、処分通知等、縦覧等及び作成等を、情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、この章（第八十五条の十五を除く。）に定めるところによる。

（署名等に代わる措置）

第八十五条の七　（略）

2　情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うこととする。

3　情報通信技術活用法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

第八十五条の九　（略）

（定義）

第八十五条の二　この章において、「書面等」、「署名等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」及び「縦覧等」とは、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号から第十号までに規定する書面等、署名等、電磁的記録、申請等、処分通知等及び縦覧等をいう。

2　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

（新設）

（新設）

二　（略）

（申請等の指定）

第八十五条の三　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等は、労組法、労調法、行労法、地方公労法、労組法施行令、労調法施行令、行労法施行令、地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百七十七号）及びこの規則（以下この章において「労組法等」という。）に基づき委員会に対して行われる申請、報告その他の通知とする。

（署名等に代わる措置）

第八十五条の七　（略）

2　情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、電子証明書を添付することとする。

（新設）

（処分通知等の指定）

第八十五条の九　情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、労組法等に基づき委員会が行う処分その他の通知とする。

第八十五条の十　（略）

（処分通知等の入力事項等）

第八十五条の十　委員会は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を前条に規定する委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該委員会は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、その情報を当該委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八十五条の十一　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第八十五条の九の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　（略）

第八十五条の十二・第八十五条の十三　（略）

（作成等の方法）

第八十五条の十四　委員会は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（情報通信技術活用法の適用を受けない手続等の取扱い）

第八十五条の十五　委員会に対して行うこととされ、又は委員会が行うこととしている労組法等に基づく手続等（情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、情報通信技術活用法第六条から第九条までの規定及びこの規則第八十五条の四から前条までの規定の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。ただし、第六十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四十五条の四並びに第四十九条第二項及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（処分通知等の入力事項等）

第八十五条の十一　委員会は、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定により書面等に記載すべきこととされる事項を前条に規定する委員会の使用に係る電子計算機から入力し、当該委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該委員会は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第八十五条の十二　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第八十五条の十の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　（略）

第八十五条の十三・第八十五条の十四　（略）

（新設）

（情報通信技術活用法の適用を受けない申請等の取扱い）

第八十五条の十五　委員会に対して行うこととされ、又は委員会が行うこととしている労組法等に基づく申請等、処分通知等及び縦覧等（情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定並びに第八十五条の四から第八十五条の八まで及び第八十五条の十から前条までの規定の例による。

法　規　的　告　示

○国土交通省告示第五百八十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月二十四日から適用する。

令和八年四月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別表第１　（表　略）	別表第１　（表　略）
備考１　（略）	備考１　（略）
備考２　特別規定	備考２　特別規定
表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、次のとおりとする。	表中の特別規定の欄に掲げる記号の意味は、次のとおりとする。

（略）	
A67	１）　（略） ２）蓄電池（漏れ防止型）のうち、当該電池の電解液が55℃においてケースの亀裂等により漏えいしないものであり、かつ、当該電解液が遊離した液体又は吸収されない液体を含まないものであって、当該電池又は当該電池を動力源とする装置、機器及び車両を<u>ショート</u>及び不測の作動を防止する措置を講じた上で貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。
（略）	
A123	１）　（略） ２）<u>ショート</u>及び不測の作動を防止する措置がとられていない電池又は電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 ３）・４）　（略）
（略）	
A154	１）熱、火気若しくは<u>ショート</u>により危険な状態に進展するおそれがあるため通常の使用に適さないと判断されたもの又は輸送前に危険な状態に進展するおそれがないことが判断できないものは、輸送を禁止する。 ２）・３）　（略）

（略）	
A67	１）　（略） ２）蓄電池（漏れ防止型）のうち、当該電池の電解液が55℃においてケースの亀裂等により漏えいしないものであり、かつ、当該電解液が遊離した液体又は吸収されない液体を含まないものであって、当該電池又は当該電池を動力源とする装置、機器及び車両を<u>短絡</u>及び不測の作動を防止する措置を講じた上で貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。
（略）	
A123	１）　（略） ２）<u>短絡</u>及び不測の作動を防止する措置がとられていない電池又は電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 ３）・４）　（略）
（略）	
A154	１）熱、火気若しくは<u>短絡</u>により危険な状態に進展するおそれがあるため通常の使用に適さないと判断されたもの又は輸送前に危険な状態に進展するおそれがないことが判断できないものは、輸送を禁止する。 ２）・３）　（略）

（略）	
A186	1）当該物件は、エネルギー貯蔵容量（定格電圧と静電容量を用いて計算される当該物件に蓄えられる電力量をいう。以下同じ。）が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 ア）充電されていない状態で輸送すること。ただし、装置に内蔵されていて、ショートを防止する措置を講じたものはこの限りでない。 イ）当該物件は次に掲げる方法によりショートを防止する措置を講じること。 ａ）一の当該物件のエネルギー貯蔵容量が10Wh以下の場合は、当該物件のショートを適切な方法により防止するか又は端子間を金属で接続すること。 ｂ）　（略） ウ）～オ）　（略） 2）～４）　（略）
（略）	
A196	1）当該物件は、次式において得られるエネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 $Wh = 1/2\,C_N\,(U_R^2 - U_L^2) \times (1/3600)$ C_Nは、公称静電容量 U_Rは、定格電圧 U_Lは、定格下限電圧 ア）ショートを防止する措置を講じること。 イ）～エ）　（略） 2）～４）　（略）
（略）	
A199	1）ショート及び不測の作動を防止する措置がとられていないニッケル水素電池又はニッケル水素電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 2）・３）　（略）
（略）	
A231	他の危険物を含まないナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、当該電池がショートによりエネルギー貯蔵容量を有しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。当該電池のショートは、容易に確認できるものでなければならない。
（略）	

（略）	
A186	1）当該物件は、エネルギー貯蔵容量（定格電圧と静電容量を用いて計算される当該物件に蓄えられる電力量をいう。以下同じ。）が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 ア）充電されていない状態で輸送すること。ただし、装置に内蔵されていて、短絡を防止する措置を講じたものはこの限りでない。 イ）当該物件は次に掲げる方法により短絡を防止する措置を講じること。 ａ）一の当該物件のエネルギー貯蔵容量が10Wh以下の場合は、当該物件の短絡を適切な方法により防止するか又は端子間を金属で接続すること。 ｂ）　（略） ウ）～オ）　（略） 2）～４）　（略）
（略）	
A196	1）当該物件は、次式において得られるエネルギー貯蔵容量が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 $Wh = 1/2\,C_N\,(U_R^2 - U_L^2) \times (1/3600)$ C_Nは、公称静電容量 U_Rは、定格電圧 U_Lは、定格下限電圧 ア）短絡を防止する措置を講じること。 イ）～エ）　（略） 2）～４）　（略）
（略）	
A199	1）短絡及び不測の作動を防止する措置がとられていないニッケル水素電池又はニッケル水素電池を動力源とする機器、装置及び車両は、輸送を禁止する。 2）・３）　（略）
（略）	
A231	他の危険物を含まないナトリウムイオン電池を動力源とする車両は、当該電池が短絡によりエネルギー貯蔵容量を有しない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。当該電池の短絡は、容易に確認できるものでなければならない。
（略）	

備考３　容器及び包装等

　表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、次のとおりとする。なお、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第５号様式別表第１を参照すること。

⑴　（略）

⑵　高圧ガス

「200」～「Y215」　（略）

「216」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）ショートを防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～４）　（略）

「217」～「219」　（略）

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）・２）　（略）

３）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

４）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

10）　（略）

「222」　（略）

⑶　引火性液体

「Y340」～「Y374」　（略）

「375」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）ショートを防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～４）　（略）

「376」・「377」　（略）

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）・２）　（略）

３）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

備考３　容器及び包装等

　表中の容器及び包装等の欄に掲げる数字及び記号の意味は、次のとおりとする。なお、この備考の表中に掲げる容器に係る記号は、第５号様式別表第１を参照すること。

⑴　（略）

⑵　高圧ガス

「200」～「Y215」　（略）

「216」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～４）　（略）

「217」～「219」　（略）

「220」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）・２）　（略）

３）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

４）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

10）　（略）

「222」　（略）

⑶　引火性液体

「Y340」～「Y374」　（略）

「375」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～４）　（略）

「376」・「377」　（略）

「378」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）・２）　（略）

３）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

４）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

10）　（略）

⑷　可燃性物質類

「Ｙ440」～「491」　（略）

「492」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）～４）　（略）

５）単電池及び組電池はショートに対して保護し、かつ、他の組電池と絶縁されていること。

「493」～「Ｙ495」　（略）

「496」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）ショートを防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～６）　（略）

「497」　（略）

⑸　酸化性物質

「Ｙ540」～「563」　（略）

「565」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）　（略）

２）次に掲げる不測の作動を防止する装置が２つ以上備わっていること。

ア）　（略）

イ）電気的に作動する装置

導線は機械的にショート接続されており、金属ホイルで保護されていること。

ウ）　（略）

３）・４）　（略）

「570」　（略）

４）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

10）　（略）

⑷　可燃性物質類

「Ｙ440」～「491」　（略）

「492」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）～４）　（略）

５）単電池及び組電池は短絡に対して保護し、かつ、他の組電池と絶縁されていること。

「493」～「Ｙ495」　（略）

「496」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～６）　（略）

「497」　（略）

⑸　酸化性物質

「Ｙ540」～「563」　（略）

「565」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈫１）　（略）

２）次に掲げる不測の作動を防止する装置が２つ以上備わっていること。

ア）　（略）

イ）電気的に作動する装置

導線は機械的に短絡接続されており、金属ホイルで保護されていること。

ウ）　（略）

３）・４）　（略）

「570」　（略）

⑹　（略）

⑺　腐食性物質

「Y840」～「869」　（略）

「870」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）蓄電池は、ショートを防止する措置を講じ容器内に適切な材質で内張りをし、電解液が漏えいしないよう密閉して包装すること。

２）～４）　（略）

「871」　（略）

「872」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）緩衝材を詰め、ショートを防止する措置を講じること。

２）　（略）

「873」・「Y873」　（略）

「874」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）ショートを防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～５）　（略）

「875」・「876」　（略）

⑻　その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）　（略）

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

３）～５）　（略）

６）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

７）　（略）

８）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

⑹　（略）

⑺　腐食性物質

「Y840」～「869」　（略）

「870」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）蓄電池は、短絡を防止する措置を講じ容器内に適切な材質で内張りをし、電解液が漏えいしないよう密閉して包装すること。

２）～４）　（略）

「871」　（略）

「872」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）緩衝材を詰め、短絡を防止する措置を講じること。

２）　（略）

「873」・「Y873」　（略）

「874」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～５）　（略）

「875」・「876」　（略）

⑻　その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）　（略）

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

３）～５）　（略）

６）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

７）　（略）

８）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）　（略）

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

３）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

２）・３）　（略）

４）リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

５）・６）　（略）

７）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

８）・９）　（略）

「953」・「954」　（略）

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）救命用具は、下記の措置を取ること。

ア）～エ）　（略）

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）　（略）

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

３）～６）　（略）

７）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

８）　（略）

９）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「952」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

２）・３）　（略）

４）リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

５）・６）　（略）

７）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

８）・９）　（略）

「953」・「954」　（略）

「955」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）救命用具は、下記の措置を取ること。

ア）～エ）　（略）

オ）蓄電池は、装置と電気的に分け、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

カ）リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電気的に分け、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

キ）　（略）

２）　（略）

「956」～「Y964」　（略）

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＡの規定を、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＢの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションＩＡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱１）～３）　（略）

４）ショートを防止する措置をすること。

５）～８）　（略）

セクションＩＢ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱１）～３）　（略）

４）ショートを防止する措置をすること。

５）～13）　（略）

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。

オ）蓄電池は、装置と電気的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

カ）リチウム電池又はナトリウムイオン電池が内蔵されている場合には、当該電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、装置内に確実に固定し、装置と電気的に分け、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

キ）　（略）

２）　（略）

「956」～「Y964」　（略）

「965」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＡの規定を、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションＩＢの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションＩＡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱１）～３）　（略）

４）短絡を防止する措置をすること。

５）～８）　（略）

セクションＩＢ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱１）～３）　（略）

４）短絡を防止する措置をすること。

５）～13）　（略）

「966」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）～3）　（略）

4）ショートを防止する措置をすること。

5）～11）　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）・2）　（略）

3）ショートを防止する措置をすること。

4）～16）　（略）

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）・2）　（略）

3）ショートを防止する措置をすること。

4）～12）　（略）

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠAの規定を、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠBの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠA

次の基準を満たすこと。

（表　略）

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）～3）　（略）

4）短絡を防止する措置をすること。

5）～11）　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）・2）　（略）

3）短絡を防止する措置をすること。

4）～16）　（略）

「967」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）・2）　（略）

3）短絡を防止する措置をすること。

4）～12）　（略）

「968」は、次の容器及び包装等を示す。

リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠAの規定を、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下の組電池を包装する場合にあっては、セクションⅠBの規定を満たすもの。

特別規定A154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠA

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈱1）～3）　（略）
　4）ショートを防止する措置をすること。
　5）・6）　（略）
セクションＩＢ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）～3）　（略）
　4）ショートを防止する措置をすること。
　5）～11）　（略）
「969」は、次の容器及び包装等を示す。
　リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
　なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
　特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
セクションＩ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）～3）　（略）
　4）ショートを防止する措置をすること。
　5）～10）　（略）
セクションⅡ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）・2）　（略）
　3）ショートを防止する措置をすること。
　4）～14）　（略）
「970」は、次の容器及び包装等を示す。
　リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
　なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
　特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
セクションＩ　（略）

㈱1）～3）　（略）
　4）短絡を防止する措置をすること。
　5）・6）　（略）
セクションＩＢ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）～3）　（略）
　4）短絡を防止する措置をすること。
　5）～11）　（略）
「969」は、次の容器及び包装等を示す。
　リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
　なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
　特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
セクションＩ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）～3）　（略）
　4）短絡を防止する措置をすること。
　5）～10）　（略）
セクションⅡ
　次の基準を満たすこと。
　（表　略）
㈱1）・2）　（略）
　3）短絡を防止する措置をすること。
　4）～14）　（略）
「970」は、次の容器及び包装等を示す。
　リチウム金属含有量が１ｇを超える単電池又はリチウム金属含有量が２ｇを超える組電池を包装する場合にあってはセクションＩの規定を満たすもの。
　なお、リチウム金属含有量が１ｇ以下の単電池又はリチウム金属含有量が２ｇ以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。
　特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。
セクションＩ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈪1）・2）　（略）

3）ショートを防止する措置をすること。

4）～11）　（略）

「971」　（略）

「972」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈪1）～3）　（略）

4）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

5）・6）　（略）

7）リチウム電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

8）　（略）

9）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

「975」　（略）

「976」は、次の容器及び包装等を示す。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

（表　略）

㈪1）・2）　（略）

3）ショートを防止する措置をすること。

4）～7）　（略）

「977」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈪1）・2）　（略）

3）短絡を防止する措置をすること。

4）～11）　（略）

「971」　（略）

「972」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈪1）～3）　（略）

4）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

5）・6）　（略）

7）リチウム電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

8）　（略）

9）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「975」　（略）

「976」は、次の容器及び包装等を示す。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

（表　略）

㈪1）・2）　（略）

3）短絡を防止する措置をすること。

4）～7）　（略）

「977」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）ショートを防止する措置をすること。

４）～９）　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）ショートを防止する措置をすること。

４）～14）　（略）

「978」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）ショートを防止する措置をすること。

４）～11）　（略）

備考４～６　（略）

別表第18　搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品　　名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備　　考
（略）				

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。また、廃電池の輸送や、電池のリサイクル又は処分のための輸送は禁止される。

セクションⅠ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）短絡を防止する措置をすること。

４）～９）　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）短絡を防止する措置をすること。

４）～14）　（略）

「978」は、次の容器及び包装等を示す。

ワット時定格量が20Whを超える単電池又はワット時定格量が100Whを超える組電池を包装する場合にあってはセクションⅠの規定を満たすもの。

なお、ワット時定格量が20Wh以下の単電池又はワット時定格量が100Wh以下である組電池を包装する場合にあっては、セクションⅡの規定を満たすものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

特別規定Ａ154に規定するところにより損傷又は欠陥があると判断されたものは、輸送が禁止される。

セクションⅠ　（略）

セクションⅡ

次の基準を満たすこと。

（表　略）

㈫１）・２）　（略）

３）短絡を防止する措置をすること。

４）～11）　（略）

備考４～６　（略）

別表第18　搭乗者が身に付け、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品　　名	預入手荷物	持込み手荷物	一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備　　考
（略）				

小型の喫煙用ライター（プリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）及びリチウム電池で駆動するライターで不測の作動を防止するための機能を有しないもの並びに液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）又は小型の安全マッチ	（略）	（略）	（略）	1）・2）　（略） 3）当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア）・イ）　（略） ウ）予備の電池は、ショートしないように個々に保護されていること。 エ）・オ）　（略）
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（身体障害、健康又は年齢あるいは骨折等による一時的な障害により移動が制約される旅客が使用するもので、以下この別表において「電動車椅子等」という。）	（略）	（略）	（略）	1）～3）　（略） 4）リチウムイオン電池の各端子は、ショートするおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 5）電動車椅子等に取り付けられたリチウムイオン電池が十分に保護されていない場合は、当該電池を取り外し、次の要件に従うこと。 ア）　（略） イ）取り外した電池は、ショートを生じないように措置され、かつ、損傷から保護されていること。 ウ）　（略）
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池	（略）	（略）	（略）	
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、ショートを生じないように措置したもの）	（略）	（略）	（略）	

小型の喫煙用ライター（プリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）及びリチウム電池で駆動するライターで不測の作動を防止するための機能を有しないもの並びに液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）又は小型の安全マッチ	（略）	（略）	（略）	1）・2）　（略） 3）当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア）・イ）　（略） ウ）予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。 エ）・オ）　（略）
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（身体障害、健康又は年齢あるいは骨折等による一時的な障害により移動が制約される旅客が使用するもので、以下この別表において「電動車椅子等」という。）	（略）	（略）	（略）	1）～3）　（略） 4）リチウムイオン電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 5）電動車椅子等に取り付けられたリチウムイオン電池が十分に保護されていない場合は、当該電池を取り外し、次の要件に従うこと。 ア）　（略） イ）取り外した電池は、短絡を生じないように措置され、かつ、損傷から保護されていること。 ウ）　（略）
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池	（略）	（略）	（略）	
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	（略）	（略）	（略）	

リチウムイオン電池以外の蓄電池、乾電池又はニッケル水素電池（以下この別表において「蓄電池等」という。）を用いた電動車椅子等	（略）	（略）	（略）	1）　（略） 2）蓄電池（漏れ防止型のもの）の場合 ア）　（略） イ）蓄電池の各端子は、ショートするおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 ウ）・エ）　（略） 3）蓄電池（漏れ防止型以外のもの）の場合 ア）蓄電池の各端子は、ショートするおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 イ）～エ）　（略） 4）　（略）
電動車椅子等から取り外した蓄電池等	（略）	（略）	（略）	
電動車椅子等に用いる予備の蓄電池等	（略）	（略）	（略）	
（略）				
電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器（電子たばこ、電子葉巻、電子パイプ、個人用ヴァポライザー、電子ニコチン供給装置等をいう。）	（略）	（略）	（略）	1）予備の電池は、ショートしないように個々に保護されていること。 2）～4）　（略）
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。）	○	○	—	1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 2）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が２
予備のリチウム電池			２個（リチウム含有量が２ｇ以下の予備のリチウム金属電池及	

リチウムイオン電池以外の蓄電池、乾電池又はニッケル水素電池（以下この別表において「蓄電池等」という。）を用いた電動車椅子等	（略）	（略）	（略）	1）　（略） 2）蓄電池（漏れ防止型のもの）の場合 ア）　（略） イ）蓄電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 ウ）・エ）　（略） 3）蓄電池（漏れ防止型以外のもの）の場合 ア）蓄電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 イ）～エ）　（略） 4）　（略）
電動車椅子等から取り外した蓄電池等	（略）	（略）	（略）	
電動車椅子等に用いる予備の蓄電池等	（略）	（略）	（略）	
（略）				
電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器（電子たばこ、電子葉巻、電子パイプ、個人用ヴァポライザー、電子ニコチン供給装置等をいう。）	（略）	（略）	（略）	1）予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。 2）～4）　（略）
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器を除く。）				1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 2）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が２

					ｇ以下（リチウム金属電池を内蔵した携帯型の医療電子機器及び携帯型の医療電子機器のための予備のリチウム金属電池にあってはリチウム含有量が８ｇ以下）のものであり、リチウムイオン電池にあってはワット時定格量が160Wh以下のものであること。 ３）電子機器は、不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。 ４）電子機器を預入手荷物として輸送する場合は、電源を切ること（当該電子機器内のリチウム含有量の合計が0.3ｇを超えるリチウム金属電池又はワット時定格量の合計が2.7Whを超えるリチウムイオン電池を内蔵するものに限る。）。 ５）熱を発生する電子機器は、熱を発生する部分とリチウム電池とに分けること。 ６）予備のリチウム電池及びパワーバンクは、ショートしないように個々に保護されていること。 ７）パワーバンクを航空機内において充電しないこと。 ８）リチウム電池が装備された鞄（かばん）は、リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が0.3ｇを超え、又はリチウムイオン電池	パワーバンク（他の電子機器に電力を供給する目的のものであってリチウム電池を内蔵したものをいう。以下同じ。）	２個	○	×	びワット時定格量が100 Wh以下の予備のリチウムイオン電池は個数には算入しないものとする。）（ただし、ワット時定格量が100 Whを超えて160 Wh以下のパワーバンクと併せて持ち込む場合にあっては、当該パワーバンクと合算して２個までとする。）	○	×			
					ｇ以下（リチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器にあってはリチウム含有量が８ｇ以下）のものであり、リチウムイオン電池にあってはワット時定格量が160Wh以下のものであること。 ３）不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。 ４）電子機器を預入手荷物として輸送する場合は、電源を切ること（当該電子機器内のリチウム含有量の合計が0.3ｇを超えるリチウム金属電池又はワット時定格量の合計が2.7Whを超えるリチウムイオン電池を内蔵するものに限る。）。 ５）熱を発生する器具を、熱を発生する部分と電池とに分けること。 ６）予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。 ７）リチウム電池が装備された鞄（かばん）は、リチウム金属電池にあってはリチウム含有量が0.3ｇを超え、又はリチウムイオン電池にあってはワット時定格量が2.7Whを超える場合は、機内持込み手荷物とすること。 なお、電池を取り外さない場合も機内持込みとし、電池を取り外す場合は、予備電池の規定を適用すること。	短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池２個（リチウム含有量が２ｇ以下のリチウム金属電池及びワット時定格量が100 Wh以下のリチウムイオン電池を除く。）	○	○	―	○	○

					にあってはワット時定格量が2.7Whを超える場合は、持込み手荷物とすること。 なお、電池を取り外す場合は、予備のリチウム電池の規定を適用すること。
（略）					
蓄電池（漏れ防止型のもの）、ニッケル水素電池又は乾電池	（略）	（略）	（略）	１）～３）　（略）	
ショートを生じないように個々に保護された予備の蓄電池（漏れ防止型のもの）、ニッケル水素電池又は乾電池	（略）	（略）	（略）		
（略）					

（略）					
蓄電池（漏れ防止型のもの）、ニッケル水素電池又は乾電池	（略）	（略）	（略）	１）～３）　（略）	
短絡を生じないように個々に保護された予備の蓄電池（漏れ防止型のもの）、ニッケル水素電池又は乾電池	（略）	（略）	（略）		
（略）					

（注１）～３）　（略）

４）表中の物件のうち、リチウム電池及び当該電池を内蔵した電子機器であって、熱、火気若しくはショートにより危険な状態に進展するおそれがあるため製造者により通常の使用に適さないと判断されたものは、以下の条件を満たすこと。

ア）～オ）　（略）

（注１）～３）　（略）

４）表中の物件のうち、リチウム電池及び当該電池を内蔵した電子機器であって、熱、火気若しくは短絡により危険な状態に進展するおそれがあるため製造者により通常の使用に適さないと判断されたものは、以下の条件を満たすこと。

ア）～オ）　（略）

○気象庁告示第二号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の二第一項の規定に基づき、特別警報の基準（平成二十五年気象庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十四日

気象庁長官　野村　竜一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
この基準は、気象業務法第十三条の二第一項の規定による特別警報を行う際の基準について、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第五条に規定する特別警報の種類（気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、土砂崩れ特別警報、津波特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報及び洪水特別警報）ごとに定めるものであり、次表のとおりとする。 なお、気象特別警報については、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）第十一条第三項に規定する暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の四種に区分して基準を定める。	この基準は、気象業務法第十三条の二第一項の規定による特別警報を行う際の基準について、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第五条に規定する特別警報の種類（気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、土砂崩れ特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報）ごとに定めるものであり、次表のとおりとする。 なお、気象特別警報については、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）第十一条第三項に規定する暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の四種に区分して基準を定める。

特別警報の種類			特別警報の基準
気象特別警報	（略）		（略）
	大雨特別警報		台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
		（略）	（略）
（略）			（略）
土砂崩れ特別警報			台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合
（略）			（略）
高潮特別警報			台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合
（略）			（略）
波浪特別警報			数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
洪水特別警報			台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合

注

一　気象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報及び洪水特別警報の実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この指標は気象庁ホームページに掲載する。

二　（略）

特別警報の種類			特別警報の基準
気象特別警報	（略）		（略）
	大雨特別警報		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
		（略）	（略）
（略）			（略）
土砂崩れ特別警報			台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
（略）			（略）
高潮特別警報			数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
（略）			（略）
波浪特別警報			数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

注

一　気象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報の実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この「数十年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載する。

二　（略）

附　則

この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。